

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 町等の区域の新設等（地方課）
- 町等の区域の変更等（〃）
- 生活保護法による医療機関の指定（社会課）
- 生活保護法による診療所等の廃止（〃）
- 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
- 保険医等の登録（保険課）
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの（〃）
- 国民健康保険薬剤師として登録があったものとみなされるもの（〃）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（衛生課）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（〃）
- 肥料の登録（農業改良課）
- 肥料の登録の有効期間の更新（〃）
- 土地改良区の定款の変更の認可（二件）（農村整備課）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（〃）
- 国土調査の指定（〃）

## 告 示

### ◇ 公 安 告 示

- 森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令（二件）（造林課）
  - 松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令（〃）
  - 保安林の指定の解除予定（〃）
  - 基本測量の実施（管理課）
  - 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
  - 都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）
  - 建築基準法による道路の位置の指定（建築課）
  - 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇ 正 誤  
平成二年七月鳥取県告示第六百三十八号中訂正  
平成二年八月鳥取県告示第七百二十四号中訂正

### 鳥取県告示第七百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から別図一に示す区域内の町及び字の区域を変更し、及び廃止し、当該区域をもって別図二に示す町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更及び廃止並びに町の区域の新設は、平成二年十一月一日からその効力を生ずる。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町  
の名称

同上の区域の境界線(平成元年十二月十八日現在の地番等による。道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長線又は二線の端を結ぶ直線とする。)

義方町

立町四丁目と錦町三丁目の境界線、立町四丁目二二一の一の東筆界、立町四丁目二二〇の一、二二〇の二の各北筆界、県道米子港後藤停車場線の西側線、市道立町四丁目西六号線の東側線、旗ヶ崎字健花谷西と旗ヶ崎一丁目の境界線、三旗町二一、一一の各南筆界、市道立町四丁目西住吉線の北側線、立町四丁目一九七、二〇一、二〇七の一、二〇八の一、二一五、二一六の二、二二六、二二六の二、二二七の三、二二七の二の各北筆界、立町四丁目二二七の三の北筆界、市道三本松市庵道線の南側線、市道立町北一号线の北側線、立町四丁目二四〇の一、二四〇の二の各北筆界

三旗町

三旗町と旗ヶ崎字健花谷西の境界線、三旗町と旗ヶ崎一丁目の境界線、三旗町一の一の西筆界、市道三本松旗ヶ崎西線の南側線、両三柳字空地立石場一一六七、一一六七の二、一一六七の一の各東筆界、両三柳字小左衛門濱道西一一六六の二、一一六六、一一六〇の各東筆界、三旗町七二、七三の各東筆界、三旗町と両三柳字小左衛門開濱道添の境界線、立町四丁目と三旗町の境界線

上後藤一丁目

市道三本松旗ヶ崎西線の南側線、旗ヶ崎字山屋敷六四四の四の西筆界、市道旗ヶ崎東一、二号线の東側線、市道上後藤旗ヶ崎一、二号线の東側線、市道外浜街道線の北側線、上後藤字三柳境立石場と両三柳字空地立石場の境界線、上後藤字不明谷と両三柳字空地立石場の境界線、両三柳字空地立石場一一六八の二、一一六八の三の各東筆界

上後藤二丁目

市道三本松一四号線の西側線、両三柳字新街四八五一の六の南筆界、上後藤字堂ノ東一の一の東筆界、市道上後藤東二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇の各東筆界、市道外浜街道線の北側線、市道上後藤東四号線の東側線、市道上後藤東二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇の各東筆界、市道外浜街道線の北側線

上後藤三丁目

市道米原西三本松二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇の各東筆界、市道外浜街道線の北側線、市道上後藤西一〇号線の東側線、斐伊川水系米川の中心線

上後藤四丁目

市道上後藤旗ヶ崎一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇の各東筆界、市道外浜街道線の北側線

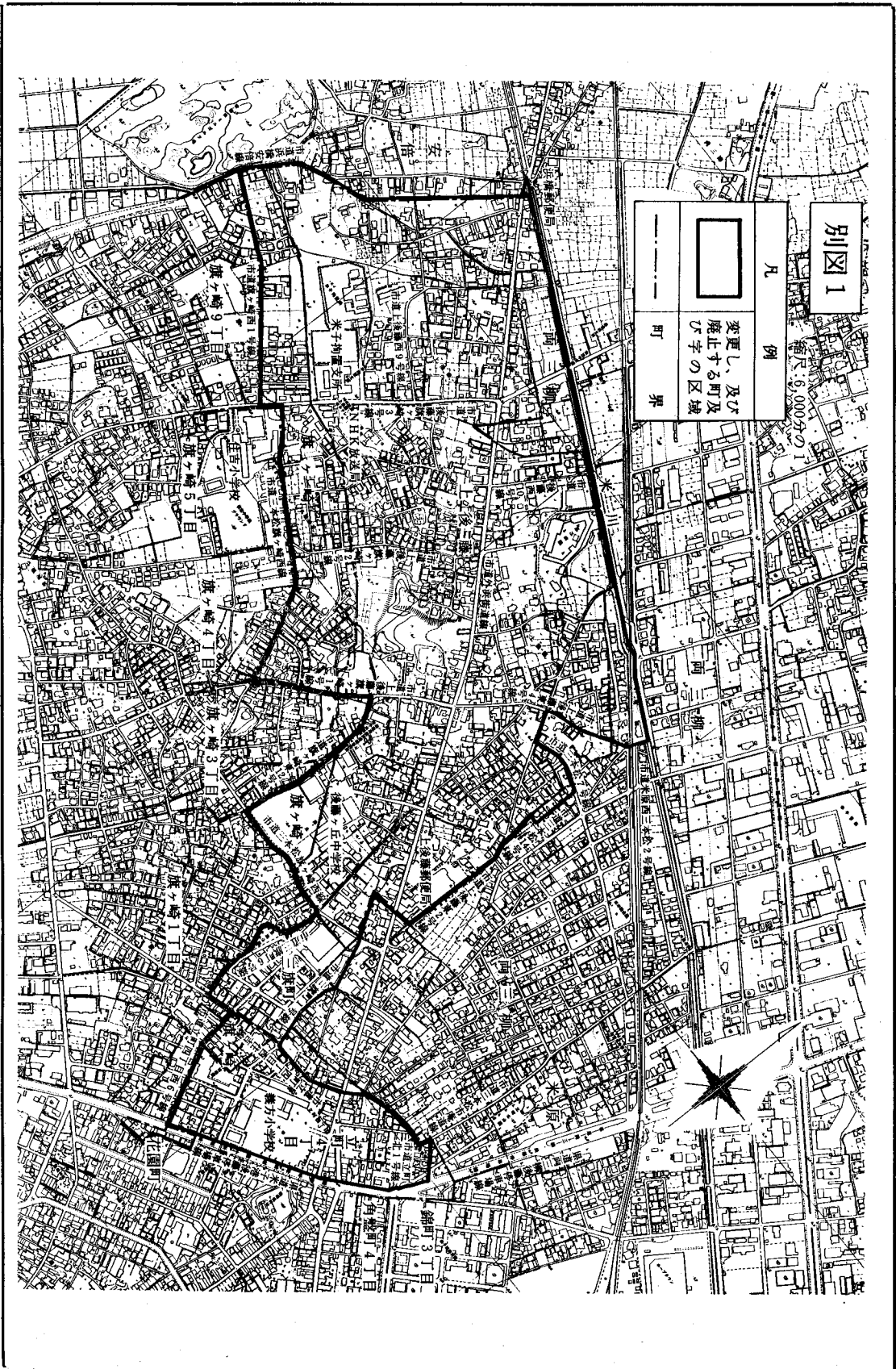
上後藤五丁目

市道上後藤旗ヶ崎二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇の各東筆界、市道外浜街道線の北側線

上後藤六丁目



市道上後藤旗ヶ崎三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇の各東筆界、市道外浜街道線の北側線

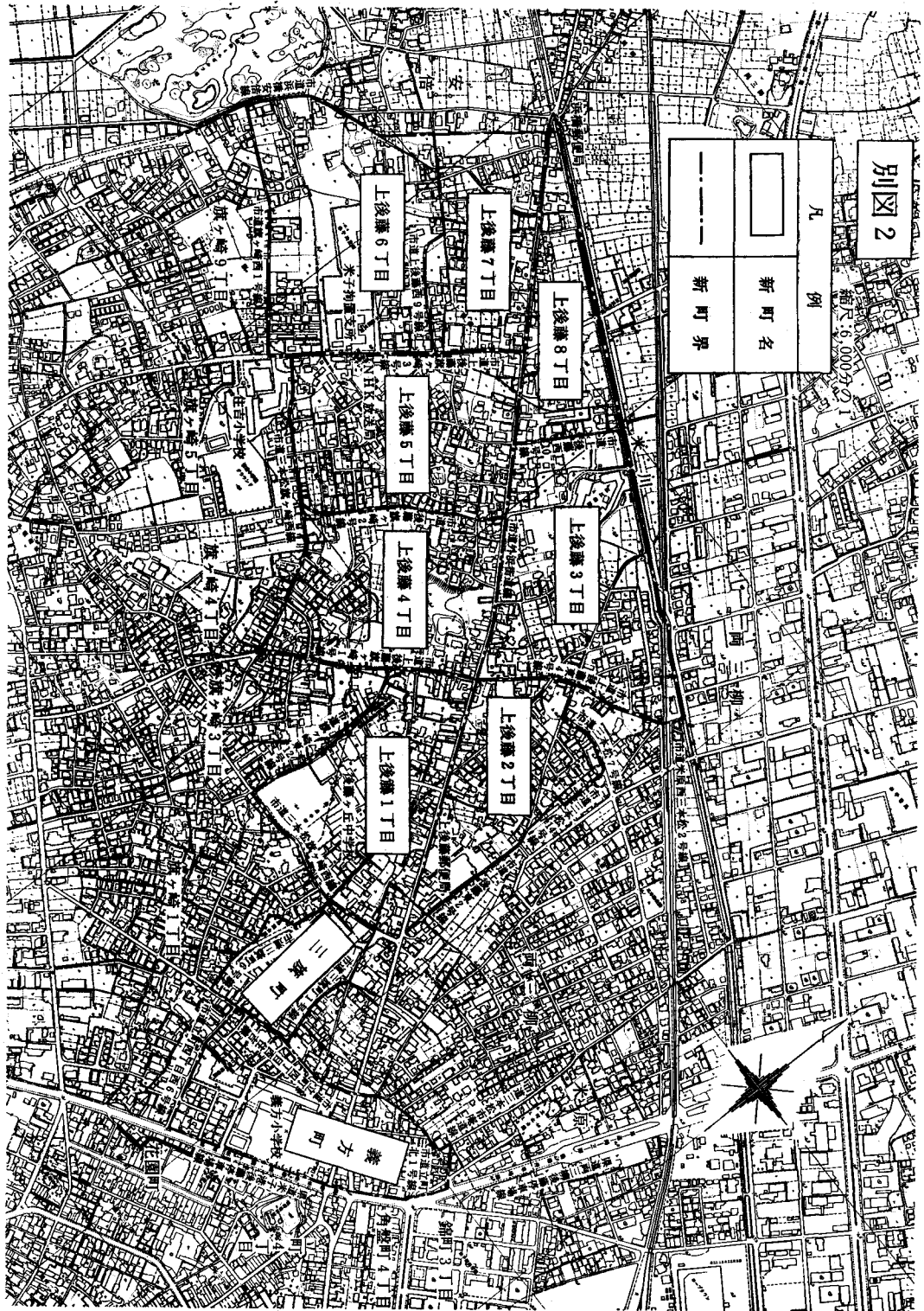
<p>上後藤八丁目</p>	<p>上後藤七丁目</p>	
<p>市道上後藤西一〇号線の東側線、市道外浜街道線の北側線、斐伊川水系米川を中心線</p>	<p>上後藤字外濱道東三一〇の三と三一〇の八が接する線が市道外浜街道線と交わる点から市道外浜街道線を直角に横断する線、市道上後藤旗ヶ崎三号線の東側線、上後藤字平六後二四五の九、二四五の一、二四五の一三の各北筆界、上後藤字平六後二四五の一三、二四五の二三の各西筆界、上後藤字平六西壱二六五の一、二六五の一四、二六五の八の各北筆界、上後藤字平六西壱二六六の九の東及び北筆界、上後藤字平六西式二六八の一の西筆界、上後藤字平六西式二七三の四の北筆界、上後藤字弥市分東と上後藤字平六西式の境界線、上後藤字弥市分東と上後藤字悪水東の境界線、上後藤字弥市分三五九の五の東筆界、上後藤字弥市分三五九の四、三六〇の五、三五六の一の各南筆界、上後藤字弥市分と安倍字外濱の境界線、上後藤字弥市分と両三柳字東外濱の境界線、市道外浜街道線の北側線</p>	<p>九の北及び東筆界、上後藤字平六西壱二六五の八、二六五の一四、二六五の一の各北筆界、上後藤字平六後二四五の二三、二四五の一三の各西筆界、上後藤字平六後二四五の一三、二四五の一、二四五の九の各北筆界</p>



別図2

縮尺 1:6,000

凡 例	
	新町名
	新町界



鳥取県告示第七百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。  
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、平成二年十一月一日からその効力を生ずる。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成元年十二月十八日現在の地番による。）
花園町	花園町の全域 立町四丁目三〇七の二
立町四丁目	立町四丁目のうち三〇七の二以外の区域
安倍字一番川大頭	安倍字一番川大頭の全域 旗ヶ崎字長瀬谷一二〇二の五、一二〇三の三、一二〇四の三
廃止する字の名称	上後藤字鴨谷三六八の二、三六八の九から三六八の一まで及びこれらと一体をなす国有地 旗ヶ崎字長瀬谷、上後藤字鴨谷

鳥取県告示第七百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
老人保健施設うつぶき	倉吉市上井三〇一	平成二年七月九日
彦齒科医院	米子市東福原五六三三	平成二年七月二十三日
池淵医院	境港市栄町八八	"
医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷一五七	"
医療法人社団尾崎医院	八頭郡八東町大字才代二八一	"
イヌイ調剤薬局	鳥取市吉方温泉四丁目七〇三	"
医療法人社団山口外科医院	米子市夜見町二七六六四	平成二年八月十六日
阿曾皮膚科クリニック	境港市上道町三三一八一	"

鳥取県告示第七百二十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
彦齒科医院	米子市東福原五六三―三	平成二年七月一日
池淵医院	境港市栄町八八	"
藤井外科医院	米子市奥谷一一五七	"
尾崎医院	八頭郡八東町大字才代二八一	"
イヌイ調剤薬局	鳥取市吉方温泉四丁目七〇三	平成二年四月一日
山口外科医院	米子市夜見町二七八六―四	平成二年八月一日
音田内科	倉吉市東町四三五	"

鳥取県告示第七百二十九号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	題 号		発行 記号等	表示された発 行所名
		題	号		
3784	雑誌その他 の刊行物	THEララジュース		LJ- 10-K	アリス出版
3785	"	アナル攻撃 敏感少女		LH- クA	Do 企画
3786	"	淫交激本番 みだれ髪		LH- クA	Do 企画
3787	"	少女LIP		SL- 10-K	Do 企画
3788	"	不倫受精		LG- #H	Do 企画
3789	"	Milkey		MK- 10-K	Do 企画
3790	"	MESSAGE		ME- 10-K	Do 企画
3791	"	月刊スパーク カッパル No. 2	10月号増刊	雑誌コー P033 66-10	株式会社白夜書房
3792	"	ザ・ヒット MAGAZINE	3月号	雑誌 1413 5-8	三和出版株式会社
3793	"	ギヤルハンター	4月号	雑誌コー P028 69-4	コンソルト社
3794	"	月刊スパーク	4月号	雑誌コー F033 65-4	株式会社白夜書房
3795	"	セクシーアクション	4月号	雑誌 0551 8-4	株式会社サン出版
3796	"	マスカットノート	4月号	雑誌コー P083 45-4	株式会社大洋書房

3797	"	ザ・ビッグMAGAZINE 4月増刊号 写真JACK Vol. 5	雑誌 1405 8-4	株式会社大洋書房
3798	"	鮮烈写真 4月増刊 おとなの写真専科	雑誌 0567 2-4	平和出版株式会社
3799	"	ベストビデオ 男の特選地図 4月号増刊 No. 14	雑誌 1798 0-4	三和出版株式会社
3800	"	ザ・ヒットMAGAZINE 5月号	雑誌 1418 5-5	三和出版株式会社
3801	"	ネロンジ通信 6月号	雑誌 1021 89-6	株式会社東京三 世社
3802	"	CITY PRESS 6月号	雑誌 0433 9-6	株式会社東京三 世社
3803	"	セクシーテラクション 6月号	雑誌 0551 3-6	株式会社サン出版
3804	"	美少女CLUB 6月号	雑誌 0763 5-6	株式会社サン出版
3805	"	アップル通信 9月号	雑誌 0155 9-9	三和出版株式会社
3806	"	ザ・ビッグ MAGAZINE 9月号	雑誌 1405 7-9	株式会社大洋書房
3807	"	スーパーギャンズナウ 9月号	雑誌 0544 7-9	株式会社リイト社

鳥取県告示第七百三十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に  
基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機  
関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及  
び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条

の規定により告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大村 宏	鳥医第四、一九七号	平成二年八月九日
八島 一夫	鳥医第四、一九八号	"
嵯峨山 敦	鳥医第四、一九九号	"
福岡 安彦	鳥医第四、二〇〇号	"
三浦 直也	鳥医第四、二〇一号	"
松下 直美	鳥薬第七五六号	平成二年七月十七日

鳥取県告示第七百三十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定す  
る療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものと  
みなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取  
扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関す



る政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により次のとおり告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
阿曾皮膚科クリニック	境港市上道町三三一八一	平成二年八月一日
有限会社キンタカ淀江店	西伯郡淀江町西原二一八八―五	〃
医療法人社団山口外科医院	米子市夜見町二七八六―四	〃
入沢歯科医院	西伯郡西伯町阿賀一四八	〃
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六二	〃

鳥取県告示第七百三十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小川喜通	鳥国薬第七四二号	平成二年六月一日
瀧田恵子	鳥国薬第七四三号	平成二年六月七日
川崎一慶	鳥国薬第五六五号	平成二年六月十八日
岡野裕紀	鳥国薬第七四八号	平成二年六月二十二日
則川香	鳥国薬第七四九号	〃
門脇孝幸	鳥国薬第七五〇号	平成二年六月二十五日
徳吉由美子	鳥国薬第七五一号	平成二年七月三日

鳥取県告示第七百三十三号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の三第二項の規定による管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び住所

財団法人日本理容美容協会

東京都渋谷区代々木三丁目四六一一八

二 講習期間

平成二年九月十日から同年十月二十六日まで

三 講習日程及び講習場所

講習日程	講習場所	
第一日 平成二年九月十日	倉吉市東厳城町二 鳥取県中部総合事務所	
第二日 平成二年九月十七日		
第三日 平成二年十月八日		東伯郡東郷町大字旭二二三 国民宿舎水明荘
第四日 平成二年十月十五日		
第五日 平成二年十月二十二日		
第六日 平成二年十一月五日		倉吉市東厳城町二 鳥取県中部総合事務所
第七日 平成二年十一月十九日		
第八日 平成二年十二月二十六日		

四 受講料

一人 一万三千円

五 問合せ先

〒六八〇 鳥取市南吉方二丁目七一―二

財団法人理容美容協会鳥取県理容支部

(電話〇八五七―二七―七二〇四)

鳥取県告示第七百三十四号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の二第二項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び住所

財団法人日本理容美容協会

東京都渋谷区代々木三丁目四六一一八

二 講習期間

平成二年九月十日から同年十月二十六日まで

三 講習日程及び講習場所

講習日程	講習場所	
第一日 平成二年九月十日	倉吉市東厳城町二 鳥取県中部総合事務所	
第二日 平成二年九月十七日		
第三日 平成二年十月八日		東伯郡東郷町大字旭二二三 国民宿舎水明荘
第四日 平成二年十月十五日		
第五日 平成二年十月二十二日		
第六日 平成二年十一月五日		倉吉市東厳城町二 鳥取県中部総合事務所
第七日 平成二年十一月十九日		
第八日 平成二年十二月二十六日		

四 受講料

一人 一万三千円

五 問合せ先

〒六八〇 鳥取市南吉方一丁目七一―二

財団法人美容美容協会鳥取県美容支部

(電話〇八五七―二二―四二三四)

鳥取県告示第七百三十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、  
次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県第 五一九号	配合肥料	鳥取米有機 エース一号	窒素全量 りん酸全量 加里全量 三八・三〇〇	公定規格の とおり	鳥取県経済農業協同組合連合会 鳥取市末広温泉町七二四	平成二年三月二十九日

鳥取県告示第七百三十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期限
鳥取県第一九〇号	魚かす粉末	六・〇魚 荒かす粉末	窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇	公定規格のとおり	倉谷魚粉製造所 鳥取市湯所町二丁目一四三	平成八年五月三十一日
鳥取県第五〇三号	乾燥菌体肥料	水産乾燥菌体ベレット	窒素全量 七・〇 りん酸全量 五・〇	公定規格のとおり	社団法人境港水産加工污水处理公社 境港市昭和町二二一九	平成五年四月二十二日
鳥取県第五〇四号	混合有機質肥料	水産混合有機質肥料	窒素全量 四・〇 りん酸全量 十三・〇	公定規格のとおり	社団法人境港水産加工污水处理公社 境港市昭和町二二一九	平成五年四月二十二日
鳥取県第四八〇号	魚かす粉末	八・〇 魚かす粉末	窒素全量 八・〇 りん酸全量 四・〇	公定規格のとおり	株式会社上野 境港市昭和町七	平成八年七月一日

鳥取県告示第七百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、以西土地改良区の定款の変更を平成二年八月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、安田土地改良区の定款の変更を平成二年八月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十九号

河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）国英中央地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、

次のとおり縦覧に供する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年八月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十号

河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）八上地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年八月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、米子市が行う地籍調査を国土調査として次のとおり指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
米子市	米子市夜見町の一部	平成四年三月三十一日まで	〇・五六

鳥取県告示第七百四十二号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2. 期間

平成二年九月二十日から平成三年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第七百四十三号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成二年九月二十日から平成二年十月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該

樹木について航空機を利用して行う薬剤による防除を行うこと。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第七百四十四号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項において準用する森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成二年九月二十日から平成三年二月二十八日まで

二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 その他必要な事項

- 1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 二に掲げる措置については破砕を行う場合においても、枝条は焼却すること、破砕については、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップ）により破砕する場合にあっては、十五ミリメートル）以下となること。
- 3 二に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る松林の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第七百四十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字御崎川尻六七一の一・六七二の一・六七三の一（以

上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間 平成二年九月二十二日から同月二十七日まで

三 作業地域 八頭郡家町



鳥取県告示第七百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年二月二十六日 鳥取県指令受都計三一第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市桜谷字西ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市相生町一丁目六〇七

有限会社北村木材ハウス

代表取締役 北村明彦

鳥取県告示第七百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画下水道事業 羽合町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から平成八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十二年十二月鳥取県告示第千三十八号、昭和五十九年三月鳥取県告示第二百七十九号、昭和六十年十月鳥取県告示第九百七十六号、昭和六十三年五月鳥取県告示第五百七号及び昭和六十三年十一月鳥取県告示第千七百一十一号の事業地に東伯郡羽合町大字南谷字ヒジリ、字下村ノ内、字若山、字上村ノ内、字川向、字勝負谷、字奥谷、字谷、字丁田、字漆原、字中島、字中澤、字外隅、字隅ノ内、字東澤、字大外、字大場及び字大上、大字赤池字古堂、字墓廻、字前田、字彦三郎田及び字本ノ土井、大字上橋津字丁床、字二ノ丁床、字堂ノ前、字見込谷、字前田、字堂ノ奥、字村ノ内、字ニノ村ノ内、字後谷、字西ノ下及び字御蔵ノ上並びに大字橋津字浜屋敷、字拾ノ屋敷、字宮ノ上、字九ノ屋敷、字ニノ大縄、字寺前、字三ノ屋敷、字岡ノ上、字御蔵廻り、字大下モ、字ニノ丁河原、字古道下、字下河原及び字ニノ樋口下を加える。

2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第七百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成二年八月二十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成二年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
境港市栄町無番地 境港管理組合 管理者 西尾邑次	境港市竹内団地一〇四一 二、一〇四一三、一五一 及び一五二一一	幅員 一・二～一四・四 延長 六・二・三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年八月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	シェフII	株式会社三共
	ボンキッドI	
	コンドルI	
	シティボーイI	
	カンガルーチャンピオン	株式会社平和
	ビッグトップ七	
	乾杯	
	スーパーイーグルニ	株式会社大一商会
	スーパーイーグル	
	ジゴロー	株式会社パイオニア
ムサシ		
回胴式遊技機		

正 誤

平成二年七月鳥取県告示第六百三十八号（保険医等の登録について）中  
次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正

一 下

三原 圭一郎

三原 圭一郎

平成二年八月鳥取県告示第七百二十四号（公有水面の埋立てに關する工  
事のしゅん功の認可について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤

八 上 後ろから三 三六、七〇七・八二平方メートル

正

三七、七〇七・八二平方メートル